

【図表1】株主総会の議決要件

	決議要件	決議事項例
普通決議	出席した株主の議決権の過半数 (定足数：原則として議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 取締役、監査役の選任 取締役の解任 取締役、監査役の報酬の決定 計算書類の承認 剰余金の処分
特別決議	出席した株主の議決権の3分の2以上 (定足数：原則として議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 定款変更(商号・目的・公告方法等) 監査役の解任 募集株式の発行(増資) 資本金の額の減少(減資) 組織再編(合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付) 事業譲渡 解散
特殊決議	総株主の半数かつ総株主の議決権の4分の3以上	属人的株式の定めの設定・変更

【図表2】掲載例1：株主名簿

番号	氏名または名称	住所	株式の種類	株式数	株式取得年月日	株券番号	備考
1	甲野太郎	東京都中央区〇〇～	普通株式	200株	2020年4月1日	A第0001号	会社設立時発行
2	乙野次郎	東京都千代田区〇〇～	普通株式	150株	2021年7月1日	A第0002号	甲野次郎より譲受
3	ABC株式会社	東京都港区〇〇～	普通株式	100株	2022年4月1日	A第0003号	募集株式発行
			合計	450株			

います(会社法121条)。中小企業では、そもそも株主名簿が作成されていない例も少なくありませんが、まずは株主名簿の内容が正しいか、整備・管理しておくことが出発点となります(図表2)。

3 名義株の理解と把握

株主管理をするにあたり、名義株の存在が問題になる場合があります。名義株とは、株主名簿に記載されている株主と実質的に所有している株主とが異なる株式のことをいいます。名義株が発生する原因としては、主に次のようなものが考えられます。

一つは、旧商法時代(平成2年商法改正前)において、会社設立時に発起人が7名必要であったことで、当時発起人を7人も確保することは困難で、親戚や知人に名義だけ発起人(株主)になってもらいその株主関係が整理されない

まま、現在に至るケースがあります。他には会社がオーナー株主の相続税対策として、子や孫に株式を譲渡して分散したことです。実際に子や孫も譲渡を受けたことを認識していれば問題ないのですが、自分が株主であることを知らないというケースもあります。

名義株の存在は、会社の運営上大きな負担になり得ます。よくあるトラブルとしては、名義株の株主にすぎないにもかかわらず、株主として議決権行使をできたり、買取請求をできたりするといったものです。名義株は、会社の長い歴史の中で発生することが多く、過去の経緯が曖昧になりがちです。名義株の存在が明らかである場合には、早急に株主関係を整理するほうがよいといえます。

4 所在不明株主への対応

会社によっては株主の中に、消息不明となっている株主がいるケースがあります。そのような株主は「所在不明株主」とよ

簿の作成・管理・保存が不可欠です。株主名簿は、株主の氏名または名称、住所および株式の

数・内容を明らかにするために作成される帳簿をいい、会社法によって作成が義務づけられて

います(会社法121条)。中小企業では、そもそも株主名簿が作成されていない例も少なく

まま、現在に至るケースがあります。他には会社がオーナー株主の相続税対策として、子や孫に株式を譲渡して分散したこと

中小企業における 事業承継の実務

第4回 事業承継に必要な法務の知識3 ～株主管理と集約方法～

司法書士法人鈴木事務所 司法書士
中道 康純



一 はじめに

株主には、剰余金の配当を受けける権利と残余財産を受ける権利、株主総会における議決権があります(会社法105条1項)。この中で株主総会における議決権は、会社の経営においてとりわけ重要な権利です。役員を選任や報酬の決定など、会社の運営の根幹に関わる決定も、株主総会の決議を通じて行うことになるためです。事業承継を進めていくうえで、後継者にどうやって自社株を集約し、議決権を確保していくのかという検討が必須となります。本稿では、事業承継を円滑に進めるための株主管理の方法や、議決権の集約の方法を解説します。

二 株主管理

株主管理を行うためには次のような知識や取り組みが必要です。

1 株主総会の議決要件の把握

株主による会議体である株主

2 株主名簿の作成

会社が事業承継を行う際に株主の存在や議決権数等が不明であるような場合には、前述した株主総会において適法な決議ができなくなり、手続きが進行できなくなるおそれがあります。株主管理の方法としては株主名

【図表3】記載例2：相続人等に対する売渡請求の定め

第〇条（相続人等に対する売渡請求）
当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

特定の株主が有する株式以外の株式を議決権制限株式に転換することによって、特定の株主に議決権を集約することができるができません。種類株式を導入するためには、まず株主総会の特別決議に

よって定款変更の決議を行います。そのうえで、特定の株主が有する株式以外の株式を議決権制限株式へと転換するため、転換する株式を保有している株主と会社との合意とともに、合意に参加していない株主（議決権が残る株主）全員の同意が必要になります。合意と同意という言葉は異なりますが、実質は株主全員の同意が必要になり、株主の反対がある場合には、利用できないことに注意が必要で、議決権制限株式の内容は、種類株式の内容として登記される事項となります（会社法91条3項7号）。

5 属人的株式

属人的株式とは、定款の定めにより剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利および株主総会における議決権について、株主ごとに異なる取扱いができる株式のことをいいます（会社法109条2項）。本来、株主はその有する株式の内容および数に応じて、平等に

四 まとめ

中小企業では、正確な株主を把握できていないということも見受けられます。現在は表面化してはなくても、事業承継や相続があった際に突然会社と株主とでトラブルになる可能性も考えられます。紛争防止の観点からも、平時においての株主管理は重要であるといえます。株主



お客様に寄り添って問題を解決することを信条としている。

なかみち・やすずみ ●司法書士法人鈴木事務所 司法書士。相続や信託等の実務に数多く携わるなか、会社法務や事業承継等についても力を入れて取り組んでいる。保育士から転身した異色の経歴を活かし、お客様に寄り添って問題を解決することを信条としている。

なお、いわゆるオーナー株主に相続があった場合でも適用されるため、株主構成によっては、オーナー株主側が排除されてしまう可能性もあります。相続人等に対する売渡請求の定めが入っていることを会社側が認識していないこともあるので、注意が必要で、注

4 議決権制限株式

議決権制限株式は種類株式の一種になります（会社法108条1項3号）。

1 特別支配株主の株式等売渡請求

特別支配株主の株式等売渡請求とは、議決権の10分の9を有する「特別支配株主」が他の株主全員に対して、その有する株主を売渡すように請求することができる制度です（会社法179条1項）。この制度の特徴としては、少数株主の同意なく、

2 株式併合

特別支配株主が強制的に株式を買取ることができる点や、株主総会の決議を経ずに迅速に進めていくことができる点が挙げられます。そのため、特別支配株主がいる場合には、議決権の集約方法として本制度を検討する余地があるといえます。

3 相続人等に対する売渡請求

相続人等に対する売渡請求とは、相続や合併等の一般承継によって株式を取得した者に対して、会社が株式を売り渡すように請求を行い、強制的に買い取ることができる制度です（会社法174条）。会社にとって好ましくない者が、株主となることを防止することができます。相続人等に対する売渡請求を利用するためには、定款で制度を導入している旨（図表3）を定める必要があります。売渡請求の対象となる株式は譲渡制限株式に限られ、相続や合併が発生したことを会社が知ってから1年以内に、株主総会の特別決議を経て行使する必要があります（会社法176条1項）。

三 議決権の集約方法

株主管理を行い、株主や議決権数を把握できたら、後継者に議決権の集約を行っていくことになり、集約の方法としては交渉による株式の買取りや、会社が所定の手続きにより買い取る方法がありますが（会社法156条・160条）、敵対的な株主がいる場合には、強制的に株式の取得をして、敵対的な株主を排除するという方法もあります。また株式を取得せずとも後継者の議決権数を増やす方法も存在しますので、いくつかの具体例を紹介します。